



## 公募提案型の補助（金）制度について

団体やグループに具体的な生涯学習事業の企画を提案してもらい、適当と判断するものには，実施に当たって最高額20万円を補助します。

### 【募集する企画の内容】

- 芦屋市の歴史，文化，自然，  
市にゆかりの人物（文化人・アーティスト等），  
市内の地域活動に取り組む人材の育成，  
多世代間の交流を図ること，  
等を目的とした講座，講演会，フィールドワーク，ワークショップ，シンポジウムなどの広く市民を対象とした生涯学習事業。
- 既成の団体でも，自らの活動を上記の趣旨で展開したイベントも対象とする。

### 【想定される企画の要件】

- 社会教育法第23条に定める禁止事項（営利行為，特定の政党や宗教の利害に関係する行為）に抵触しないこと。
- 広く市民を対象とした事業であること。
- 団体が自主的に企画・実施することが可能な事業であること。

### 【企画の対象・人員等】

- 原則として，市内に在住・在勤・在学の人を対象とすること。
- 内容に応じて，年齢層や性別を設定することも可能とします。
- 定員は概ね50人以上を目安とします。

### 【開催場所】

- 原則として，市内の公共的施設（社会教育施設，集会所，公共施設に付属するスペース等）。内容に応じて，民間施設の利用も可能にします。
- 内容に応じて，年齢層や性別を設定することも可能とします。

### 【開催期間】

- 原則として，平成29年9月1日から平成30年3月15日まで。複数回，連続講座も可能です。

### 【参加者の費用負担】

- 事業に参加する市民から参加費を取ることができません。材料費の？

### 【補助金について】

- 補助金は，総事業経費の3（2？）分の1以内の額，ただし，20万円を上限とします。
- 予算の範囲内の執行とします。

### 【事業実施に当たって】

- 採用された企画は，市教育委員会の後援事業とします。  
教育委員会は，会場の先取り確保や市の広報媒体（市広報紙，ウェブ等）による周知を行います。
- 団体は，事業の企画調整，講師等の依頼・折衝，案内チラシ作成・配布，受講生（参加者）募集・受付，事業当日の会場設営・撤収・受付，講師等対応などは，すべて団体が行います。